

弊社における原料生薬の放射性物質に対する対応

大晃生薬有限会社

平成23年10月14日、「放射性物質に係る漢方生薬製剤の取扱いについて」（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知〔薬食監麻発1014第1号〕）の発出に続き、平成23年12月13日に「漢方生薬製剤原料生薬の放射性物質の検査に係る適切な方法について」（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知〔薬食監麻発1213第2号〕）が発出されました。

弊社での対応

前述の通知に示された日本製薬団体連合会が平成23年12月に制定しました『生薬等の放射性物質測定ガイドライン』に則して、平成23年3月11日以降に、対象となる17都県（東京都、青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県、群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県、神奈川県、山梨県、静岡県）から産出された生薬につきましてロットごとに、産出地情報として市町村・地区単位での情報を確認し、ゲルマニウム半導体検出器を用いた¹³¹ヨウ素、¹³⁴セシウム及び¹³⁷セシウム量の測定を行い不検出であることを確認し購入しております。

尚、医薬品原料のみならず食品として販売させていただいている生薬につきましても同様に実施しております。